

(補足) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則5(注2)、原則6(注2)について、当社(プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命 保険株式会社)は複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等していないため、「金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表」の該当項目は非該当としています。

(参考:金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」抜粋)

原則 5(注 2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が 比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。
原則 6(注 2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。